

医療・介護総合推進法案

## 参院厚生労働委員会公聴会開催

介護保険サービスの削減を柱とする「医療・介護総合推進法案」は、5月21日の参議院本会議での資料ミスにより、審議が延期されていました。6月2日に参議院本会議で趣旨説明が行われ、その後参議院厚生労働委員会で審議が開始されました。政府は、医療・介護における様々な法案を「一括法案」として一気に成立させようとしています。

また、介護保険では、要支援1・2の高齢者向けの訪問介護と通所介護を介護保険制度から外し、市町村の地域支援事業に移行する、いわゆる「要支援切り」が法案に盛り込まれています。津田議員も厚生労働委員会の質疑では、性格の異なる多くの法案を無理やり一括して提出したことや要支援切りについて厳しく追及してきました。

6月16日、参議院厚生労働委員会で同法案の公聴会が開催され、連合・古賀会長と山田京都府知事が公述人として意見陳述を行いました。

古賀会長は、「現政権下において検討されている労働者保護ルール改悪は社会保障と税の一体改革の基盤を揺るがすものであり、持続可能な社会保障制度は雇用の安定が確保されなければ実現できない」と述べました。

また、山田知事は「これまで福祉医療制度等の改正は理念的には正しいけれど、現実には非常に厳しい効率化を課して最初の理念が飛んでしまい、市町村や都道府県に安物の福祉を押し付けるような状況が生まれている。財政再建の名のもとに福祉が行われることは本末転倒である」と国や厚生労働省に対する不信感を表しました。

民主党からは、津田議員が質問に立ち、改正による様々な課題や問題が明らかになりました。最後に津田議員は「審議は大詰めになっているとはいえ、課題がたくさんある。今後とも真摯に議論を続けてまいりたい」と締めくくりました。

### 【医療・介護総合推進法案の概要】

1. 地域介護施設整備促進法
  - ・新たな基金制度を設け、在宅医療・介護を充実化。
2. 医療法
  - ・医療機関による病床機能の報告制度の導入。
  - ・都道府県による地域医療構想の策定。
3. 保健師助産師看護師法
  - ・看護師の特定行為の研修制度の創設。
4. 介護保険法
  - ・地域支援事業の見直し（要支援切り）。
  - ・特別養護老人ホームの入所要件厳格化（新規入所は、原則要介護3以上に限る）。
  - ・低所得者の保険料軽減の充実。
  - ・一定以上所得者の利用負担を2割に引き上げる（年金収入280万円以上の方を対象）。
  - ・補足給付の支給は資産を勘案する（施設入所者のうち、本人や家族に一定の預貯金等がある方は食費・居住費補助の対象からはずす）。
5. 社会福祉士及び介護福祉士法
  - ・介護福祉士資格取得方法の変更を1年延期する。